

1. 件名：「大間原子力発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者
ヒアリング（８４）」

2. 日時：令和２年６月２２日（月）１３時３０分～１５時２０分

3. 場所：原子力規制庁９階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、佐藤主任
安全審査官、中村主任安全審査官、

永井主任安全審査官（テレビ会議システムによる出席）

電源開発株式会社：原子力事業本部 原子力技術部 部長 他８名（テレビ
会議システムによる出席）

5. 要旨

(1) 電源開発株式会社（以下、「電源開発」という。）から、平成２６年１２
月１６日に申請のあった大間原子力発電所の設置変更許可申請のうち、
敷地周辺の地質・地質構造に関するコメント回答について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、説明内容に対し、以下の事項について事実確認をした。

①大間層中の鍵層 AT-22（酸性凝灰岩）の上位と下位に分布する PT-2 及び
PT-3（軽石凝灰岩）の特長とそれらの同定根拠について

②IT-66-e 孔（斜孔）における dF-a 断層の確認の有無について

③玄武岩上面の確認の有無について

④反射法地震探査の分解能について

⑤断層長さと変位量の関係図の説明とその位置付けについて

⑥鍵層 AT-22 の連続性の確認状況について

⑦鉱物脈法の資料のうち新規追加項目について

(3) 電源開発から、確認事項に対し、以下の回答があった。

①PT-2 の岩相は白色を呈する酸性凝灰岩から構成されるが、PT-3 は酸性

凝灰岩、軽石凝灰岩及びシルト岩から構成されるものの、シルト岩を挟んでいることが特徴である。PT-2 及び PT-3 の同定は、コア観察時に見た目で判断している。

- ②IT-66-e 孔（斜孔）で dF-a 断層を確認している。当該断層確認箇所については、ボーリングコアの地質柱状図及びコア写真に掲載している。
- ③P2-43 反射法探査統合解析断面図から推定された連続性の良い強反射面とボーリング調査により確認された玄武岩の深度が異なる領域が見られるが、当該領域はボーリング掘削位置と反射法探査測線が離れているため、ボーリング掘削位置を投影して作図していることによる。
- ④P2-44 で示しているように鉛直方向の分解能は 10m～20m 程度と推定しているが、上記③で連続性の良い強反射面とボーリング調査により確認された玄武岩の深度が異なる領域については、反射法探査の分解能も含めて確認をする。
- ⑤sF-1 断層の最大変位量と断層長さとの関係は、文献に示されている範囲内であり、一般的な断層の性状と矛盾しないと説明したが、当該文献を用いた説明の趣旨が明確化されていないので、再度整理して説明を行う。
- ⑥鍵層 AT-22（酸性凝灰岩）は層厚 4m～7m で厚いことが特徴的であり、層序的にも他の酸性凝灰岩とは明瞭に識別できる。
- ⑦鉱物脈法を用いた評価は参考として位置付けるが、前回審査会合での指摘を踏まえて、敷地周辺の温泉等及び地熱調査坑井の温度（P2-73）とフィリップサイト脈形成の考え方（P2-100）に係る資料を追加した。

6. 提出資料

- ・大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について（地震・津波関係）
- ・大間原子力発電所 敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造（コメント回答 その 10）（敷地極近傍の断層の評価について）
- ・大間原子力発電所 敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造（コメント回答 その 10）（敷地極近傍の断層の評価について）（補足説明資料）
- ・大間原子力発電所 敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造（コメント回答 その 10）（sF 断層系に関わるボーリングコアの地質柱状図、コア写真及び BHTV 画像）